

デジタル著作物市場における法制度の国際比較分析

武田勝輝[†] 横澤誠^{†‡} 木下貴史^{†‡}

近年、デジタル著作物をとりまく法制度は国ごとに多様化・複雑化しており、行動主体が実施可能な権利が不明確になってきた。本稿では、権利保持者と消費者がともに権利と著作物を効果的に利用していくために日米欧を対象としたデジタル著作物に関する各国の法制度を事例に基づいて分析し、国際的かつマクロな視点から現行法制度を再整理する。日本の著作権ガバナンスに関して、社会全体において最適状態を実現するためには、先進的なアーキテクチャにより自然かつ円滑に著作権ガバナンスができるように総合的な方策をとることが有効であることが判明した。

The International Comparative Analysis on the Legal System in Digital Contents Market

Shoki Takeda[†], Makoto Yokozawa^{†‡} and Takafumi Kinoshita^{†‡}

Recently, laws concerning digital contents in different countries become diverse and complicated. Then, it has become difficult for both copyright holders and consumers to decide which country has the best practice for legal systems. In this paper, to enable such stakeholders to effectively enforce their rights, we analyze current laws on digital content based on cases in Japan, the United States and Europe, and propose a rearrangement of the structure of these laws from an international and macro perspective. To realize optimal situation in a broader scope over the society, taking a comprehensive policy can be an effective solution by naturally and smoothly governing copyrights with advanced architecture.

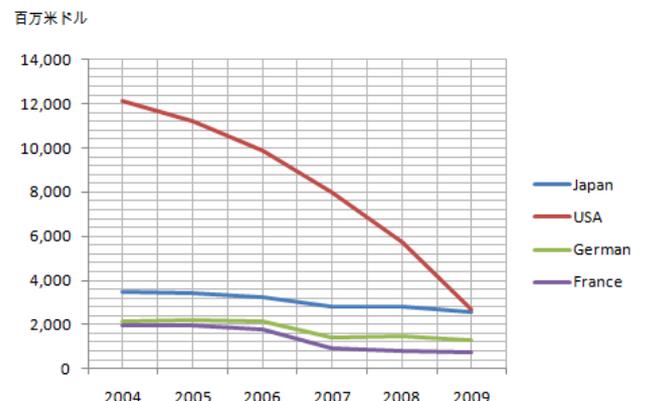
1. はじめに

1.1 研究の目的

デジタル著作物をとりまく法制度は国ごとに多様化・複雑化しており、行動主体が実施可能な権利が不明確になってきた。日本においても、環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Partnership, TPP)による海賊版規制の強化や海賊版をパソコンや携帯電話に取り込むダウンロード行為に罰則を科す条文を含んだ「著作権法の一部を改正する法律案」が2012年6月に参議院本会議において成立するなどの動きがあった。本稿では、世界の権利保持者と消費者が単に利害関係者同士の駆け引きによって妥協策を求めるのではなく、著作権法に規定されている「著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」という個別最適かつ全体最適に導く著作権法の基本理念に立ち返って、ともに権利と著作物を効果的に利用していくために日米欧を対象としたデジタル著作物に関する各国の法制度を事例に基づいて分析し、国際的かつマクロな視点から現行法制度を再整理する。そして最終的に、著作権ガバナンスの総合的なデザインとしてどのような方策をとるべきかを示すことを目的とする。

1.2 研究の背景と研究方法

近年、著作権を侵害した違法コピーの国際的な流通は情報社会における創造の発展を妨げる深刻な要素になっている。2012年に発表された「世界ソフトウェア違法コピー現状報告書」によると、世界116カ国において違法コピーによる市場の損害額は約635億ドルに上ることが分かった。



出典：電通総研編「情報メディア白書」2005、2006、2007、2008、2009、2010各年版及びレコード協会「THE RECORD 2010年6月号」及び、IPFI「Recording Industry in Numbers 2010」より抜粋

図1 各国のパッケージ市場規模の推移

[†] 京都大学大学院情報学研究所
Graduate School of Informatics, Kyoto University
[‡] 株式会社野村総合研究所
Nomura Research Institute, Ltd.

また、海賊版の流通を受けて、現在の世界のパッケージ市場は縮小しており、知的財産権に対する国民の認識、知的財産管理教育や適切な取り締まりが国際的に不足していると言える。その現状を踏まえて、世界的に著作権保護を強化する動きがあるが、一部の国がその動きに対抗しているのでガバナンスが複雑化している。

そして、著作物の保護に関する最初の国際条約であるベルヌ条約は、1886年に欧州の主要国間の協議の結果成立した。この条約は、加盟国の著作者による著作物の利用に関して国内の著作物と同等の条件によって保護することを定めた「内国民待遇」の原則を確立した点に特徴があった[1]。現行の著作権法は、ベルヌ条約が主になっているので、成立より約120年が経ち様々な技術が発展した今、デジタル著作物の法規制に関して弊害が出てきている。デジタル化時代に対応した権利制限の見直しでは、キャッシング等の通信過程の効率化を目的とする複製、機器内で不可避免的に生じる一時的な複製、機器の保守・修理のための複製等を権利制限に含めることが検討課題になっている。しかし、通信と放送の文化の違いがあり、著作物の取り扱い方が違い、私的複製の意味が違う。著作権などの知的財産権の改正を巡っては、世界中の企業や経済開発協力機構(Organization for Economic Co-operation and Development, OECD)などの国際的な組織でも様々な議論が巻き起こっている。日本においても、ようやくデジタル著作物に関しての著作権法に関する議論が活発にされるようになってきた。日本の著作権保護は厳しすぎると言われてきた一面、その権利をより主張する動きもあり日本の著作権ガバナンスは複雑化している。TPPや偽造品の取引の防止に関する協定(Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA)による海賊版規制の強化や違法ダウンロード罰則化などの動きがあるが、莫大な運営費の問題や国民総犯罪者化などの法制度の実施面、運用面で様々な問題が議論されている。単に利害関係者の駆け引きによって妥協策を求めるのではなく、著作権法の理念に立ち返って法制度設計の在り方を議論する必要がある。

2. 分析視点

2.1 シカゴ学派4つのガバナンス

本研究では、シカゴ学派やローレンス・レッシング氏が主に提唱している4つのガバナンスの視点である Law(法)、Market(市場)、Norms(規範)、Architecture(構造)から分析を試みる。特に、法に関しての視点で著作権に関するガバナンスを重視する。

表1 シカゴ学派4つのガバナンス

	Market	Architecture	Law	Norms
ローレンス・レッシング	金銭的な誘導による規律	技術的設計によるガバナンス	規則、罰則など法権力で規定する強力なガバナンス	モラルに依存する事をベースにしたオンラインのコミュニティ文化など
政策	オークション、ロードプライシングなど	携帯電話で言えばSIMロック、キャリアロック、ベンダーロック、サービスベースのロックなど	国際合意指針、国内法、条例/州法、産業別規制、ガイドライン、省令、運用規則など	公共広告、啓蒙活動、学校教育や憲章など
著作権	録画・録音補償金制度など	コンピュータプログラムのコントロール機能、暗号や電子透かしを用いた技術的保守手段など	ベルヌ条約、ACTAやTPP、国内著作権法など	著作権教育など

本研究では、4つのガバナンスに包含される諸視点を含み、以下の4点が重要であると考えられる。

2.2 民事と刑事

法によるガバナンスはまず、民事によって解決する場合と刑事によって処罰される場合に分類される。契約において、それが侵害された場合には、民事になるかどうか争われるが、法律を犯した場合には刑事で処罰される。

2.3 フェアユース

フェアユースの法理には、法の側面だけでなく、規範や市場の原理も入っている。フェアユースは著作権利用に関する例外を記述したものである。新規ビジネスを企てる際、法規制がかかるグレーゾーンがあるので、それに関し例外が認められる場合がある。フェアユースは、米国で生まれた概念であり、米国の1976年著作権法107条に、一般的な権利制限として「フェアユース」を規定しており、これにより新規ビジネスが可能になるとの期待が持たれている[3]。ドイツでは著作権法にパロディに関する規定が記述されているのみである。

2.4 デジタル権利管理(Digital Rights Management, DRM)

DRMはアーキテクチャの要素であるが、資金の支払いによりその機能を外せるので市場の側面が入ってくる。ローレンス・レッシング氏がネット上のコンピュータプログラムのコントロール機能をアーキテクチャと呼び、アーキテクチャを構成する要素の一つに、暗号や電子透かしを用いた技術的保守手段がある[2]。この技術は、デジタル権利管理と呼ばれ、このシステムによって単に無権限複製等を禁止するだけでなく、ライセンス処理、代金の支払い等を行うことによって、著作権法の規定をオーバーライドするシステムが実現される。つまり、技術によって著作権侵害を防ぐ方法である。また、組織的デザイン(著作権管理団体JASRACなど)もアーキテクチャに分類される。

2.5 政策面での国際協調の視点

近年インターネットの発展のより人々は世界中の情報にアクセスできるようになった。そのため、国ごとに決められた法規制でどこまで取り締まれるかがグレーゾーンになってきた。係争解決の際の従うべき法律の所在、管轄裁判所の所在、相反する規定についての調整の取り方、手続きが不明確なことに伴う弱者側の不利益や著作権保護についての制度が整備されていない国における権利保護の在り方などを議論する。

3. 国際比較分析

3.1 日本の法規制の分析

日本において、海賊版をパソコンや携帯電話に取り込むダウンロード行為に罰則を科す条文を含んだ「著作権法の一部を改正する法律案」が2012年6月30日に参議院本会議において成立した。また、世界のどこからでも国外の情報をインターネットによって取得できる現代の情報社会では、一般消費者や企業の行動がどの国の法によって規制されるのかが非常に重要になってくる。

民事と刑事について、2012年の著作権法改正で新たに、違法にアップロードされた音楽ファイルなどをダウンロードする行為に2年以下の懲役または200万円以下の罰金(親告罪)が科される。暗号によるアクセスコントロール技術が施された市販DVDやゲームソフトを、PCのDVDリッピングソフトや不正使用目的の機器を使ってリッピング・吸い出す行為が私的複製の範囲外になり、規制の対象になった。アクセスコントロール技術を解除する機器やDVDリッピングソフトの販売なども禁止された。そして、違法にアップロードされた音楽ファイルなどを違法と知りながらダウンロードする行為が刑罰の対象になった。

フェアユースについて、日本では、著作権法において著作権に対する一般的な権利制限規定を置いていないが、日本版フェアユースに向けての動きが見られ、権利制限の一般規定という形であるが導入された。

DRMについて、日本は世界に先駆けてDRMを研究していた。時に、DRMに偏りすぎる傾向があり、DRMを厳しくしすぎたがために、事業に失敗した事例も見受けられる。

クロスボーダーについて、刑法施行法では著作権法に関する罪を日本人の国外犯処罰規定としている。つまり今回の改正案は「日本人が米国でYouTubeを見ると、米国内では違法でなくても刑罰に処せられかねない法律になっている」という解釈も一時あった。民事事件という前提に立てば、ディズニーが日本人に対して訴えを提起する裁判所は、法的には、日本・米国のいずれでも可能である。ただ、米国の裁判所に訴えを提起して勝訴しても、被告が米国に資産を持っていない限り強制執行ができない。これに対して日本の裁判所に訴えを提起すれば強制執行が可能なので、

実際問題としては、日本の裁判所に訴えを提起する。刑事事件の場合も日米両国の裁判所が裁くことができる。日米間には犯罪人引渡条約があり、著作権法には懲役などの拘禁刑が定められているので、米国から請求があり、かつ犯罪の嫌疑が濃い場合は、米国に引渡されて米国の裁判所で裁かれることもあり得る。なお、犯罪者として外国に引渡されるのは、その日本人の行為が日本法でも犯罪とされる場合だけであり、外国の刑法に違反しても日本の刑法では処罰されない行為の場合、外国に引渡されることはない。

アメリカと日本では法規がかなり違い、消費者は不便を強いられるが、アメリカとカナダや欧州では親和性が強い。日本の法規とアメリカ、その他諸国のコンプライアンスとの関係には気を払わなければならない。

これまで、日本の著作権法は、いわゆる大陸法系の人格権中心の制度であるとされ、財産権は二次的な制度とみなされることが多かった。しかし、21世紀の日本が知的財産立国を目指し、その一環としてコンテンツビジネスの拡大を図るのであれば、財産権としての著作権のねらいが創作者の経済的インセンティブの補償にあることを再確認し、その効果をより客観的に評価する必要がある[6]。現在、日本は大きな転換期を迎えている。日本は依然として、個別最適、つまり一権利者の意味合いが強い権利管理(Management)に重きを置いているという問題点があり、権利管理の上の階層であり社会的な要素が強い統治(Governance)、つまり全体最適を目指して行かなければならない。

3.2 アメリカの法規制の分析

アメリカでは、今年一月にオンライン海賊行為防止法案という著作権保護を目的とした法案の採決が延期されることになった。映画関連業界や音楽関連業界などによって支持されていたが、この法案により著作権侵害コンテンツを含むサイトが停止に追い込まれるなど大きな影響を被るIT業界が団結して反対の意を示していた。そして法案反対の声明の提出やITサービスの停止などの抗議運動もあり、同法案採決を延期すると発表があった。しかし結果として、この問題により本来は提携してイノベーションを起こして共に発展していくべきIT業界とコンテンツ業界の対立はより深いものとなってしまった。

民事と刑事について、アメリカでは、私的な経済的利益を得ること、あるいは商業的利得を得ることを目的として著作権を侵害した場合、180日間に著作物について一つ以上のコピー又は録音レコード(合計で1000ドル以上の市価を有する場合に限る)を複製あるいは頒布し、著作権を侵害した場合、その著作物が商業的頒布されるためにあると知っている時に、商業的頒布のために作成された著作物をコンピュータネットワーク上で公衆送信可能とすることで著作権を侵害した場合は、全て通常は1年以下の懲役又は罰

金刑に処される。法に関して、教育業界、映画業界、出版や音楽業界など業界ごとにガイドラインを作成している。

しかし、フェアユースについてこのガイドラインの設定により運用がより効果的になったという結果や訴訟の数が減少したという結果はまだない。また、アメリカは判例主義なのでフェアユースにおいても過去の判例を元にフェアユース判決をする。したがって、ボトムアップ的にフェアユースや法を定義していることが分かる。フェアユースの実態として、裁判に行かなくとも裁判外紛争解決手続 (Alternative Dispute Resolution, ADR) のような解決法もある。これはアーキテクチャの一つとして位置づけられる。

アメリカの文化的背景を考察すると、アメリカ人は裁判所に行くのに抵抗が非常に小さいと考えられる。したがって、フェアユースを盾に新しいビジネスにも挑戦できる。しかし、裁判所に行くことに抵抗がある日本人はいくらフェアユースが導入されても新しいビジネスに挑戦できない可能性が高い。

3.3 ドイツの法規制の分析

ドイツは2007年にダウンロード違法化・犯罪化を世界に先駆けて行った。ドイツの著作権法は、日本との類似性が一番大きく、ドイツにおける刑事告訴とは、被害届けと似ており告訴権者(犯罪の被害者やその法廷代理人等)が警察官や労働基準監督署長などの司法警察職員または検察官に対し、犯罪事実を忠告し、犯罪者の処罰を求める意思表示である。実際、刑事告訴は刑事事件とするほどの内容でないものを、示談交渉を有利に進めるための手段として利用されることも多く、示談の成立や慰謝料の支払いによって告訴が捜査途中で取り下げられることもあり、そうなれば、時間や労力が無駄に終わってしまうケースが多い。したがって、現状として警察官や労働基準監督署長などの司法警察職員または検察官警察はなかなか受理したがない。しかし、刑事告訴の乱発を招き、裁判所・警察・検察ともに到底捌ききれない状態に落ち込んだため、2008年に再度法改正を行い、民事的な警告を義務づけ、要求できる警告費用も限定したが、やはり情報開示請求と警告状送付が乱発された。けれども、ダウンロード違法化・犯罪化のお陰でCDの売り上げが伸びたなどということもなく、音楽業界の対ユーザー訴訟は2万件を超えた。そして、違法ダウンロードを罰則化した後、2010年は150件の訴訟で77件の支払い命令、7件の差し止め命令が下った。

フェアユースについて、パロディに関してのみ規定がある。また、ドイツ著作権法第57条において、「重要でない付随物」に関する記述があり、「著作物を複製し、頒布し、又は公衆に再生することは、その著作物が、複製、頒布又は公衆への再生の本来の対象と比べて重要でないとみなされ得るときは、許される」と規定されている。

3.4 フランスの法規制の分析

2000年にフランスで決議されたDADVSI(Loi sur le Droit d'Auteur et les Droits Voisins dans la Société de l'Information)では違法ダウンロード一回につき38ユーロ、違法アップロード一回につき150ユーロの罰金が支払われることになった。そして当該ユーザーが呼び出しに応じない場合、または面接で違反の事情が正当化されない場合には、HADOPI(Haute Autorité pour la diffusion des œuvres et la protection des droits sur internet)のCPDは会議を開いて審理をした後、検察官に告訴を行う。検察官は案件を審理し、犯罪事実が十分証明されると判断すると、被告人を刑事裁判所に起訴し、裁判所が刑事罰を宣告する。最高懲役3年、罰金300,000ユーロであり、これに補充刑として、最高一年の期間でインターネット接続切断。HADOPIの命令を受けたインターネット・プロバイダーは、24時間以内に当該ユーザーに対し警告メールを送らなければならない。HADOPIのロゴがついたこの警告メールでは、確認された違法ダウンロードの期日とIPアドレス、特定された身分情報、著作権保護の必要性と関連する著作権法の規定、そして違法ダウンロードを停止するためにインターネット・アクセスのセキュリティを保護する措置を取らなければ刑罰が課される。単なるダウンロードを訴追したケースは1件もない。3ストライク法の対象は主としてP2Pにおける違法ファイル共有。最近違法ユーザー対策として、フィルタリングと著作権検閲の方針を打ち出した。しかし、文化・コミュニケーション省の報告書によると、HADOPIの運営にあてがわれた予算は2010年度で530万ユーロ(約5億5400万円)、2011年度は1200万ユーロ(約12億5400万円)、2012年度は1100万ユーロ(約11億4900万円)。HADOPIから送られたIPアドレスに対応するインターネット・ユーザーの身元を一日平均11500件特定し、身元情報や関連書類をHADOPIに送付し、HADOPIから命じられた警告メールを当該ユーザーに送るための手続きに多大の費用がかかる。その額は、年間250万ユーロとされている。この費用はインターネット・プロバイダーが負担しなければならない。2010年から2011年にかけてフランスのP2Pネットワークのユーザー数は29%減少し、P2Pネットワーク上の違法音楽ファイルは43%、違法映画ファイルは66%も減少したと発表した。2010年10月から2012年2月までに第1段階の警告メールを受けたユーザー数は822,000名、第2段階の警告状を受け取ったユーザー数は69,000名、第3段階で検察官に告訴されたユーザー数は165名である。

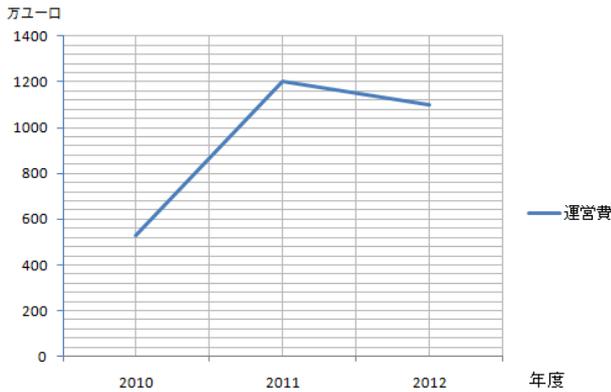


図2 HADOPIの運営費

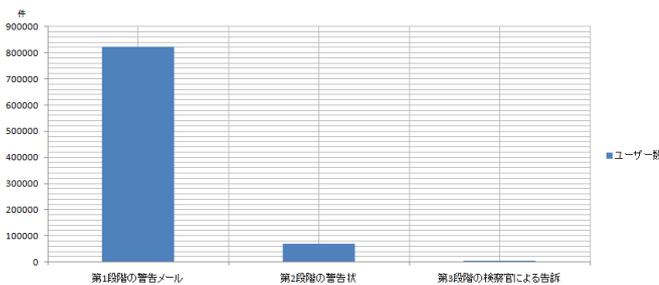


図3 2010年10月から2012年2月までのユーザー数

4. 各国間比較

本研究では、世界の権利保持者と消費者が単に利害関係者同士の駆け引きによって妥協策を求めるのではなく、著作権法に規定されている「著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」という個別最適かつ全体最適に導く著作権法の基本理念に立ち返って、ともに権利と著作物を効果的に利用していくために日米欧を対象としたデジタル著作物に関する各国の法制度を事例に基づいて分析し、国際的かつマクロな視点から現行法制度を再整理した。日本はシカゴ学派の提唱する4つのガバナンスのうち、法によるガバナンスに偏り、依存していることが国際比較分析から分かる。実際、日本は海外に先駆けて DRM の研究をしており、そして、コピーワンスやダビング10などを導入した。しかし、欧米諸国など他国においては、そのようなアーキテクチャによるガバナンスは見られず、日本は世界で特異な状況に陥ってしまった。表2は主観であるが、各国の著作権法を分類した。

表2 各国の著作権法の分類

	市場規模小さい	市場規模大きい
訴訟多い	日本、スイス	ドイツ、アメリカ
訴訟少ない	—	フランス

現段階では、分類に特徴なばらつきがあるとは言い切れない。今後、定量的な分析をすることにより、よりよい法の運営方法の発見につなげたい。

5. 展望と課題

日本においても、TPPによる海賊版規制の強化や違法ダウンロード罰則化などの動きがあるが、インターネットに違法コピーが一つでも出るとデッドコピーされて世界中に広がってしまい、ダウンロードが違法化された後も被害額は大きくは減っていない。したがってダウンロードする人を一人捕まえても情報社会の新しい成長は期待できない。著作権の侵害は然るべき方法により規制しなければならないが、新しい価値を創造して海賊版の需要そのものを無くさなければ抜本的な解決にはならない。法だけでなく技術によって新しい価値を創造することにより海賊版などの社会問題を解決する局面に私たちは立たされている。現状を踏まえた国際的な動向としては、スイスやオランダなど一部の国を除いて世界的に違法コピーの規制に向かっている。知的財産権に関する規制において遅れを見せていた中国においても著作権を侵害していた企業に賠償金支払いを命じる判決を出すなど規制に向けた動向が見られた。しかし、安直に規制するだけで本当にいいのかと私は疑問を投げかけたい。したがって、著作権保護に関する一般消費者のマインドセットの変化についての考察を検討しなければならない。著作権の対価の支払いとして何がベストかを見つける必要がある。そして、マインドセットを変革させることによって、これからの日本において法による規制のみならず先進的なアーキテクチャによって著作権ガバナンスを行えるようにつなげていく必要がある。

参考文献

- 1) 苗村憲司, 小宮山宏之: 現代社会と著作権法-デジタルネットワーク社会の知的財産権, 慶應義塾大学出版会
- 2) Lawrence Lessig: Code and Other Laws of Cyberspace, Trans. IEICE, Vol.E74, No.9, pp.2495-2503 (1999).
- 3) 山本隆司: アメリカ著作権法の基礎知識, 太田出版
- 4) Shuman Ghosemajumder, Phil Bangayan and Giselle Bonet forFoley: Digital Music Distribution, Massachusetts Institute of Technology Alfred P. Sloan School of Management (2002).
- 5) フェアユース研究会: 著作権・フェアユースの最新動向-法改

正への提言, 第一法規 (2010).

- 6) 山本隆司, 奥邨弘司: フェア・ユースの考え方, 太田出版
- 7) CCIA, Fair Use In The U.S. Economy